

2018年度 第2回日本肺高血圧・肺循環学会 理事会

日時：2018/6/21（木曜）15:30～16:30

場所：千里阪急ホテル 東館2階 アイヴィーホール

理事：巽浩一郎、江本憲昭、桑名正隆、小垣滋豊、近藤博康、下川宏明、瀧原圭子、辻野一三、土井庄三郎、中山智孝、福田恵一、福本義弘、室原豊明、山田秀裕、吉田俊治 18名

欠席者：伊藤正明、伊藤浩、荻野均、佐藤徹、伊達洋至、松原広己、渡邊裕司（7名）

報告事項

1. 2018年度 第3回日本肺高血圧・肺循環学会（瀧原圭子 会長）

開催概要に関してご説明頂いた

6/21 韓国および台湾肺高血圧学会理事長が参加する

Japan-Korea Joint symposium を開催する

2. 2019年度 第4回日本肺高血圧・肺循環学会（資料1）

準備状況（渡邊裕司 会長の代理として巽浩一郎が説明した）

副会長：前川裕一郎（浜松医科大学内科学第三講座・循環器内科）

須田隆文（浜松医科大学内科学第二講座・呼吸器内科）

事務局：乾直輝（浜松医科大学医学部 臨床薬理学講座）

小田切圭一（浜松医科大学附属病院 臨床研究管理センター）

袴田晃央（浜松医科大学医学部 臨床薬理学講座）

神谷千明（浜松医科大学医学部 臨床薬理学講座）

2019年6月21日（金曜）～22日（土曜）

アクトシティ浜松コンgresセンター

テーマ「肺高血圧症治療の未来を拓く」

プログラム委員は資料1のとおり

Young Investigators Award 選考委員（基礎4名、臨床4名）を選出する予定

Japan-Korea Joint symposium 開催に関して検討する

3. 2020年度 第5回日本肺高血圧・肺循環学会 準備状況

（荻野均 会長の代理として巽浩一郎が説明した）

2020年9月26日（土曜）～27日（日曜）京王プラザホテル

9月25日（金曜）International CTEPH セッション

4. 2019年度 八巻賞選考委員会（下川宏明 委員長）委員は下記で決定（資料2）

委員長：下川宏明（東北大学大学院医学系研究科 循環器内科学分野）

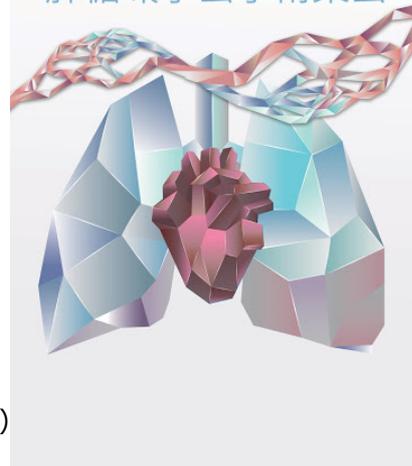
委員

江本憲昭（神戸薬科大学 臨床薬学講座）

荻野均（東京医科大学 心臓血管外科）

近藤康博（公立陶生病院 呼吸器・アレルギー疾患内科）

第4回日本肺高血圧・肺循環学会学術集会



福本義弘（久留米大学医学部内科学講座 心臓・内科部門）

5. 2019 年度 学会奨励賞選考委員会（佐藤徹 委員長）委員は下記で決定（資料 3）

委員長：佐藤徹（杏林大学医学部 循環器内科）

委員

小垣滋豊（大阪大学大学院医学系研究科情報統合医学 小児科学）

中山智孝（東邦大学医療センター大森病院 小児科）

山田秀裕（聖隷横浜病院、リウマチ・膠原病内科）

6. 2018 年度 GSK 医学教育事業助成として下記の事業を行う

3/7 呼吸器内科連携の会 肺高血圧症を知ろう！ 千葉県済生会習志野病院

6/7 呼吸器内科連携の会 肺高血圧症を知ろう！ 船橋市立医療センター

9/5 久留米内科医会 肺高血圧症 地域連携の会 久留米医師会館ホール

9/22 CTEPH Summit in Tokyo 2019 東京医科大学病院 教育研究棟（資料 4）

10/3 岡山心臓血管研究会 Onco-cardiology における肺高血圧症 岡山大学医学部 基礎研究棟

11/22 日本肺高血圧・肺循環学会 生涯教育講座 東北大学医学部良陵会館

11/24 肺高血圧症・CCHS 公開講座 千葉市文化センター

7. 学会肺高血圧症レジストリー

I 群+V 群 JAPHR-PHA（田村雄一）

II 群 左心疾患合併肺高血圧患者に関する多施設共同前向き症例登録研究

Japan PH Registry（JAPHR）：2 群（杉村宏一郎）（資料 5）

III 群 呼吸器疾患合併 PH（JRPMS）（田邊信宏）

IV 群 AMED 難治性疾患実用化事業 診療に直結するエビデンス創出研究

CTEPH の抗凝固療法に関するレジストリー構築研究（阿部弘太郎）（資料 6）

上記を学会レジストリーとすることで合意を得た。

なお、IV 群に関しては「抗凝固療法に関する」は除き、日本全体の CTEPH 動向をみるために CTEPH 全体のレジストリーを目指す

継続的な運営費用に関しては、今後継続的に検討する

議題

1. 2021 年度 第 6 回日本肺高血圧・肺循環学会 会長選出

土井庄三郎先生の自選あり、佐藤徹先生からの推薦書あり、他多数の理事の推薦あり

日本循環器学会 PH 治療ガイドラインの小児科担当

佐藤徹先生の時の副会長、小児 PH registry の立ち上げの功績あり

他の候補者に関する自他薦なく、満場一致で土井庄三郎先生が 2021 年の会長に決定した。

2. 2019 年度 日本肺高血圧・肺循環学会理事会 開催に関して

第 116 回日本内科学会総会・講演会 4 月 26 日（金曜）～28 日（日曜）

ポートメッセなごや（名古屋国際会議場からシャトルバスで 20 分）は理事会としては交通の便が悪いのではないかと

第 30 回日本医学会総会 2019 中部 4 月 27 日（土曜）～29 日（月曜）

名古屋国際会議場では、会議場の確保は困難と思われる。

名古屋駅前の会議場 ウィンク愛知 26 日（金曜）午前中（昼前）で会場を探すことになった

3. 評議員（吉田俊治）

安岡秀剛 藤田保健衛生大学 リウマチ・膠原病内科 主任教授

4. 2019 年度 日本肺高血圧・肺循環学会評議員会 開催

2019 年 6 月 20 日（木曜）学会レジストリー、他で開催予定とした

5. 肺高血圧症専門施設認定、肺高血圧症専門医（資料 7）

成人（循環器、呼吸器、膠原病）、小児、外科（PEA 可能施設）に分けて施設認定を考慮する。地域毎に認定することにするが、他の先生方にも了解を頂くことが望ましい。

施設認定の条件は、1) 会員であること、2) 学術集会での発表履歴があること、3) レジストリーに患者登録をすること。

まずは施設認定から初めて、その後 学会員に専門医認定をつけると、学会員の増加が図れると期待する。

資料 1

2019 年度 第 4 回日本肺高血圧・肺循環学会

事務局

氏名	所属
乾 直輝	浜松医科大学医学部 臨床薬理学講座
小田切 圭一	浜松医科大学附属病院 臨床研究管理センター
袴田 晃央	浜松医科大学医学部 臨床薬理学講座
神谷 千明	浜松医科大学医学部 臨床薬理学講座

プログラム委員

氏名	所属
足立 健	防衛医科大学校病院 集中治療部
阿部 弘太郎	九州大学病院 循環器内科
大郷 剛	国立循環病研究センター 循環器病科
片岡 雅晴	慶應義塾大学医学部 循環器内科
川口 鎮司	東京女子医科大学 膠原病リウマチ痛風センター
坂尾 誠一郎	千葉大学大学院医学研究院 呼吸器内科学
佐藤 公雄	東北大学病院 循環器内科
杉村 宏一郎	東北大学大学院 循環器内科学
田村 雄一	国際医療福祉大学医学部 循環器内科 国際医療福祉大学三田病院 肺高血圧症センター
辻野 一三	北海道大学病院 内科 I
桑名 正隆	日本医科大学アレルギー膠原病内科学
中村 一文	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 循環器内科学
三谷 義英	三重大学医学部医学系研究科 小児科学
守尾 嘉晃	国立病院機構東京病院 呼吸器内科
山田 典一	桑名東医療センター 循環器内科
平野 勝也	香川大学 医学部
小川 愛子	国立病院機構 岡山医療センター
小垣 滋豊	大阪急性期・総合医療センター 小児科・新生児科
土井 庄三郎	東京医科歯科大学大学院 小児・周産期地域医療学講座
石田 敬一	千葉大学大学院医学研究院 心臓血管外科

資料2 過去の「八巻賞」選考委員会

●2016年度「八巻賞」選考委員会

委員長：下川 宏明（東北大学大学院医学系研究科 循環器内科学分野）

委員

西村 正治（北海道大学大学院医学研究科 呼吸器内科学分野）

伊藤 正明（三重大学大学院医学系研究科 循環器・腎臓内科学）

佐藤 徹（杏林大学医学部 循環器内科）

桑名 正隆（日本医科大学 アレルギー・膠原病内科）

●2017年度「八巻賞」選考委員会

委員長：下川 宏明（東北大学大学院医学系研究科 循環器内科学分野）

委員

瀧原 圭子（大阪大学保健センター）

渡邊 裕司（浜松医科大学医学部 臨床薬理学講座）

吉田 俊治（藤田保健衛生大学 リウマチ・膠原病内科）

荻野 均（東京医科大学 心臓血管外科）

●2018年度「八巻賞」選考委員会

委員長：下川 宏明（東北大学大学院医学系研究科 循環器内科学分野）

委員

渡邊 裕司（浜松医科大学医学部 臨床薬理学講座）

土井 庄三郎（東京医科歯科大学大学院 小児・周産期地域医療学講座）

伊達 洋至（京都大学大学院医学研究科 呼吸器外科学）

伊藤 浩（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 循環器内科学）

資料3 過去の「学会奨励賞」選考委員会

●2016年度学会奨励賞選考委員会

委員長：桑名 正隆（日本医科大学 アレルギー・膠原病内科）

委員

谷口 博之（公立陶生病院、呼吸器・アレルギー疾患内科）

江本 憲昭（神戸薬科大学、臨床薬学講座）

荻野 均（東京医科大学 心臓血管外科）

土井 庄三郎（東京医科歯科大学大学院 小児・周産期地域医療学講座）

●2017年度学会奨励賞選考委員会

委員長：谷口 博之（公立陶生病院、呼吸器・アレルギー疾患内科）

委員

松原 広己（国立病院機構岡山医療センター、循環器科）

伊達 洋至（京都大学大学院医学研究科 呼吸器外科学）

山田 秀裕（聖隷横浜病院、リウマチ・膠原病内科）

●2018年度学会奨励賞選考委員会

委員長：伊藤 正明（三重大学大学院医学系研究科 循環器・腎臓内科学）

委員

福田 恵一（慶応義塾大学医学部、循環器内科学）

室原 豊明（名古屋大学大学院医学系研究科 循環器内科学）

辻野 一三（北海道大学病院、第一内科）

CTEPH Summit in Tokyo 2018

Video Live: BPA vs. PEA

会期：2018年9月22日（土）12:30 - 17:00

会場：東京医科大学病院 教育研究棟（自主自学館）3階大教室

会長：荻野 均（東京医科大学 心臓血管外科 主任教授）

トピックス：ビデオライブ形式

- Key-note lecture: PA分枝のvariationとBPA手技
（国立循環器病研究センター放射線科 福田哲也先生 昼食付き）
- BPA大成功例，困難・不成功例
- PEA大成功例，PEA困難・不成功例
- ハイブリッド症例

参加費：無料

主催：日本肺高血圧・肺循環学会

共催：東京医科大学心臓血管外科

2017年度GSK医学教育事業助成

事務局：東京医科大学心臓血管外科

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-7-1

TEL: 03-3342-6111 FAX: 03-3342-6193

E-mail: ctephsum@tokyo-med.ac.jp

運営準備室：日本コンベンションサービス株式会社（JCS）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2

大同生命霞が関ビル14階

TEL: 03-3508-1214 FAX: 03-3508-1302

E-mail: CTEPHsummit@convention.co.jp



資料 7 肺高血圧症専門施設認定

日本肺高血圧・肺循環学会の皆様

6/22~23 第 3 回日本肺高血圧・肺循環学会学術集会が瀧原圭子会長の下、大阪にて開催されます。現在、学会では肺高血圧症専門医および肺高血圧症専門施設認定を検討中です。

肺高血圧症専門施設認定の条件として下記を検討中です。

- 1) 日本肺高血圧・肺循環学会の会員歴
- 2) 日本肺高血圧・肺循環学会学術集会への参加歴
- 3) 日本肺高血圧・肺循環学会学術集会での演題発表歴、座長歴

会員の皆様には学術集会に会員証の持参をお願いします。

会員証にはバーコードが記載されております。バーコードは【5桁の番号（会員番号）+ 改行を実行】というコードが埋め込まれております。

会員証をバーコードリーダーで読み込みことにより、参加が確認できるようになっております。学術集会の受付にバーコードリーダーを設置しますので、参加された先生方は会員証のご提示を宜しくお願いします。

なお、会員証を忘れた方は、学術集会参加証の保管をお願いします。

2018年6月12日

第3回日本肺高血圧・肺循環学会学術集会 会長 瀧原 圭子

日本肺高血圧・肺循環学会 理事長 巽 浩一郎

III. 肺高血圧症センターの定義

日本国内においても、肺高血圧症センターの名称を有する組織がすでに数カ所設置されているが、必ずしも欧米でのセンターと同じ機能を有する水準までには到達していないようである。肺高血圧症センターの表記に関して、欧州心臓病学会 (ESC) / 欧州呼吸器学会 (ERS) の肺高血圧診断・治療ガイドライン 2015²⁶⁾ では、pulmonary hypertension referral centre としている。欧米では、より多くの患者がよりよいアウトカムを得るために、また医療経済的な観点からも、肺高血圧症の専門家集団の設立が望まれて肺高血圧症センターが設立され、患者会にも支持されている。肺高血圧症センター設立の目的は、肺高血圧症の新規患者を、原因にかかわらずすべて受け入れ、評価し、適切な特異的治療を行うことである。また、常にコメディカルとの情報共有を行い、臨床のみならず研究、そして教育を行うことである。

ESC/ERS の肺高血圧診断・治療ガイドライン 2015²⁶⁾ に示されている肺高血圧症センターの定義を以下に示す。日本の医療の実情に合うかどうかは別にして、目標としては考慮すべき内容が記載されている。

肺高血圧症センターは、

1. 多領域の専門家チーム（循環器および呼吸器の医師、臨床専門看護師、放射線科医、精神的社会的サポート、適切な 24 時間対応の専門家）によるケアを提供することが推奨される。
2. 種々の治療方法（CTD 治療、家族計画相談、PEA、肺移植、成人先天性心疾患治療）が可能な診療科 / 施設と直接に連携がとれている、あるいは速やかに紹介できる体制にあることが推奨される。
3. PAH または CTEPH 患者を少なくとも 50 症例を経過観察し、PAH または CTEPH と診断された紹介患者を月に 2 症例以上は受け入れることが考慮されるべきである。
4. 少なくとも年間 20 症例の特発性 PAH、薬剤惹起性 PAH、遺伝性 PAH 患者において血管反応性試験の実施が考慮されるべきである。
5. 他施設と共同して、第 II 相および第 III 相の PAH 臨床研究に参加すべきである。

日本肺高血圧・肺循環学会認定
肺高血圧症診療拠点施設制度

2018年6月21日

肺高血圧症診療拠点施設制度は（暫定）「肺高血圧症診療拠点施設」を設ける。

以下、（暫定）は外して「肺高血圧症診療拠点施設」と記載する。

「肺高血圧症診療拠点施設」は日本肺高血圧・肺循環学会認定とする。

第1章 総則

（目的）

第1条 日本肺高血圧・肺循環学会認定「肺高血圧症診療拠点施設」制度は、日本における肺高血圧症診療に関する拠点施設を認定することにより、

1. 肺高血圧症に対する有効かつ安全な診療の発展
2. レジストリー登録を通して肺高血圧症診療実態の全国把握 をすることにより、肺高血圧症に対する診断・治療の向上と学術の発展に寄与し、予後改善の責務を広く社会に果たすこととする。

（肺高血圧症の定義）

第2条 日本循環器学会、日本肺高血圧・肺循環学会から合同発表された「肺高血圧症治療ガイドライン（2017年度改訂版）」による肺高血圧症の定義に準拠するものとする。なお、国内および欧米の肺高血圧症に関するガイドラインが改訂された場合には、審議会において適宜検討して決定する。

第2章 本制度の運営

（肺高血圧症診療拠点施設審議会）

第3条 1. 本学会は本制度の維持と運営のため、「肺高血圧症診療拠点施設 審議委員会」（以下、委員会）を設け、「肺高血圧症診療拠点施設」を認定するための諸制度を定める。

第3章 肺高血圧症診療拠点施設

（認定基準）

第4条 「肺高血圧症診療拠点施設」の認定基準は以下の通りである。

- ① 日本肺高血圧・肺循環学会会員がその年度常勤医として在籍しており、十分な診療・教育体制があること。常勤の医師とは1週間の所定労働時間が4日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ③ 日本肺高血圧・肺循環学会学術集会の参加履歴があること。
- ④ 日本肺高血圧・肺循環学会学術集会での発表ないしは座長履歴があること。
- ⑤ 本学会レジストリーに参加し、日本の肺高血圧症診療向上に努めること。

（肺高血圧症診療拠点施設の申請）

第5条 「肺高血圧症診療拠点施設」としての認定を希望する医師は、学会ホームページ上にある申請書類（以下の内容）を委員会宛に提出する。

「肺高血圧症診療拠点施設」申請書

・肺高血圧症患者さん、紹介を希望する診療施設等が検索した時に判る施設診療科のアドレス（学会ホームページと施設診療科ホームページをリンクします、施設全体のHPですとどの診療科を受診して

良いか判りにくので避けること、受診することが可能な診療科が複数ある場合には、別々に申請書を記入すること)

- ・日本肺高血圧・肺循環学会会員一覧（氏名と会員番号）
- ・日本肺高血圧・肺循環学会学術集会参加証明書（第3回学術集会からは会員カードにて参加登録をした場合、その確認が可能となっております）
- ・日本肺高血圧・肺循環学会学術集会での発表ないしは座長履歴の証明書類（学会ホームページにて学術集会抄録を公開しておりますので、該当部分の印刷をお願いします）
- ・申請する前年度に治療を施行した肺高血圧症患者数（臨床分類での患者数）
- ・レジストリーに参加し全例登録する旨の誓約書

（肺高血圧症診療拠点施設の認定方法、認定期間、更新）

- 第6条 1. 委員会は毎年1回申請書によって審査を行う。肺高血圧症診療拠点施設として必要とされる条件を満足した施設を認定する。必要に応じて申請書類を受理した施設の調査を行う。
2. 委員会は肺高血圧症診療拠点施設と認められた施設に対して、認定証を交付する。
 3. 委員会での認定日より、翌年の3月末日までを認定期間とする。更新は毎年行う。
 4. 記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出る。
 5. 認定された施設から会員がいなくなった場合は、認定を取り消す。
 6. 認定された施設が統合された場合（認定施設同士、もしくは一方のみが認定施設）は存続する施設または新施設から変更届を届け出る。

（肺高血圧症診療拠点施設の資格喪失）

第8条 肺高血圧症診療拠点施設は次の理由により、委員会の議を経てその資格を喪失する。

肺高血圧症診療拠点施設の申請条件に該当しなくなったとき。

レジストリー登録を実践していないとき。

正当な理由を付して肺高血圧症診療拠点施設を辞退したとき。

肺高血圧症診療拠点施設として、次の更新時に新たに認定更新を受けないとき。

本学会理事長は肺高血圧症診療拠点施設として不相当と認められた施設に対して、委員会および理事会の議決によって、認定を取消することができる。

第4章 認定に関して

（申請方法及び費用）

第9条 1. 申請書類一式は、「肺高血圧症診療拠点施設 審議委員会 委員長」宛に提出する。

（認定方法）

第10条 1. 委員会で認定基準を満たすと判断された施設に、学会が「肺高血圧症診療拠点施設」認定証を交付する。

2. 新たに「肺高血圧症診療専門拠点施設」に認定された施設は、本学会ホームページに掲載して、その施設診療科のホームページとリンクさせる。

第5章 補則

第11条 この規則は、2018年6月21日より実施する。

第12条 この規則の改定、廃止は理事会の承認を得て行う。

第13条 この規則施行についての細則は、委員会および理事会の審議を経て別に定める。